



愛媛県報

発行 愛媛県

令和8年4月10日金曜日 第701号

◇ 目 次 ◇ 告 示

- 地方自治法の規定に基づく公金事務の委託……………（障がい福祉課）… 218
- 大規模小売店舗の届出に係る市町等の意見の概要……………（経営支援課）… 218
- 加入区の設定（漁獲共済）の一部改正……………（漁政課）… 219
- くらまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（水産課）… 220
- くらまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（ ）… 220
- するめいかに関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（ ）… 220
- かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度における知事管理漁獲可能量……………（ ）… 220
- 建築士の免許の取消し……………（建築住宅課）… 220
- 指定障害児通所支援事業者の指定……………（南予地方局地域福祉課）… 220
- 指定障害児通所支援事業の廃止……………（ ）… 220
- 指定居宅サービス事業者の指定……………（ ）… 221
- 指定居宅サービス事業の廃止……………（ ）… 221
- 指定介護予防サービス事業の廃止……………（ ）… 221
- 指定障害福祉サービス事業者の指定……………（ ）… 221
- 指定障害福祉サービス事業の廃止……………（ ）… 222

告 示

○愛媛県告示第304号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定により、次のとおり指定公金事務取扱者に公金事務を委託した。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中村時広

名 称	住所又は事務所の所在地	委託した公金事務	指 定 日	委託をした日	委 託 期 間
株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台四丁目6番地	子ども療育センター利用料金の収納業務	令和8年3月31日	令和8年4月1日	令和8年4月1日から 令和8年9月30日まで

○愛媛県告示第305号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第1項の規定により市町から聴取した意見及び同条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

これらの意見は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び中予地方局地域産業振興部商工観光課並びに松山市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中村時広

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	法第8条第1項の規定により市町から聴取した意見の概要	法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
スーパー日東土居田店	松山市空港通一丁目60番1外	生活環境保持の見地からの意見はなし。	<p>出入口を県道326号側1カ所に集約すれば、市道12号を通行する一般車両や緊急車両は来店車両とは分離され、周辺住民への悪影響を軽減し、生活環境を保持することは可能と考える。</p> <p>出入口付近に横断歩道と踏切があることから、警備員を複数常駐させ、交通整理・事故防止を図り入退店させること。</p> <p>県道326号松山松前伊予線、市道雄郡12号線、149号線、139号線及び県道18号線を通行する来客車両を最大限抑制すること。</p> <p>車両セットバック幅を4m以上として市道の代替機能を補助させること。</p>

○愛媛県告示第306号

加入区の設定（漁獲共済）（平成14年12月愛媛県告示第2013号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
区 域	区 分	区 域	区 分
1～14 省略		1～14 省略	
15 宮窪町区域（愛媛県漁業協同組合の地区のうち、旧宮窪町漁業協同組合の地区）	(1) 主として船びき網を使用して営む漁業 (2) (1)に掲げる漁業以外の漁業		
16 省略		15 省略	
17 省略		16 省略	
18 省略		17 省略	
19 省略		18 省略	
20 省略		19 省略	
21 省略		20 省略	
22 省略		21 省略	
23 省略		22 省略	
24 省略		23 省略	
25 省略		24 省略	
26 省略		25 省略	
27 省略		26 省略	
28 省略		27 省略	
29 省略		28 省略	
30 省略		29 省略	
31 省略		30 省略	
32 省略		31 省略	
33 省略		32 省略	
34 省略		33 省略	
35 省略		34 省略	
36 省略		35 省略	
37 省略		36 省略	
38 省略		37 省略	
39 省略		38 省略	
40 省略		39 省略	
41 省略		40 省略	
42 省略		41 省略	
43 省略		42 省略	
44 省略		43 省略	
45 省略		44 省略	
46 省略		45 省略	

○愛媛県告示第307号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（小型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能性	
愛媛県くろまぐろ（小型魚）漁業	4月から6月まで	15.0トン
	7月から9月まで	1.0トン
	10月から12月まで	1.0トン
	1月から3月まで	3.0トン
	総計	20.0トン

○愛媛県告示第308号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、くろまぐろ（大型魚）に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
愛媛県くろまぐろ（大型魚）漁業	16.3トン

○愛媛県告示第309号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、

○愛媛県告示第312号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者を指定した。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	指定障害児通所支援事業所		指 定 日 年 月 日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3853600017	有限会社F u j i k u r o	愛媛県喜多郡内子町只海甲855番地15	藤 澤 邦 哉	児童発達支援	こどもファースト芽吹き	愛媛県喜多郡内子町平岡甲64番地1	令和8年4月1日
3854000043	愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	中 村 維 伯	児童発達支援	愛南町児童発達支援センター	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	令和8年4月1日
3854000043	愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	中 村 維 伯	放課後等デイサービス	愛南町児童発達支援センター	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	令和8年4月1日
3854000043	愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	中 村 維 伯	保育所等訪問支援	愛南町児童発達支援センター	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2487番地	令和8年4月1日

○愛媛県告示第313号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の20第4項の規定により、指定障害児通所支援事業者から次のとおり指定障害児通所支援事業を廃止する旨の届出があった。

するめいかに関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
愛媛県するめいか漁業	現 行 水 準

○愛媛県告示第310号

漁業法（昭和24年法律第267号）第16条第1項の規定に基づき、かたくちいわし瀬戸内海系群に関する令和8管理年度（令和8年4月1日から令和9年3月31日までの期間をいう。）における知事管理漁獲可能性を次のように定めた。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

知事管理区分	知事管理漁獲可能性
愛媛県かたくちいわし（瀬戸内海系群）漁業	44,000トンの内数

○愛媛県告示第311号

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり建築士の免許を取り消した。

令和8年4月10日

愛媛県知事 中 村 時 広

免許の取消年月日	免許の取消しを受けた建築士			免許の取消しの理由
	氏 名	二級建築士又は木造建築士の別	登録番号	
令和8年2月3日	丸 山 勝 久	二級建築士	愛媛県知事登録第2545号	死亡による

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指定障害児通所支援事業者			指定障害児通所支援の種類	廃止に係る指定障害児通所支援事業所		廃止年月日
	氏名又は名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		名称	所在地	
3854000019	愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	中村 維 伯	児童発達支援	通園（デイサービス）事業おれんじくらぶ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5272番地	令和8年3月31日
3854000019	愛南町	愛媛県南宇和郡愛南町城辺甲2420番地	中村 維 伯	放課後等デイサービス	通園（デイサービス）事業おれんじくらぶ	愛媛県南宇和郡愛南町御荘平城5272番地	令和8年3月31日

○愛媛県告示第314号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社ロビン	デイスパ駒鳥ANNEX	愛媛県宇和島市寄松甲380番地1	令和8年4月1日	通所介護

○愛媛県告示第315号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永782番地	令和8年3月31日	訪問入浴介護
有限会社ひだまりの会	有限会社ひだまりの会デイサービスセンターほで	愛媛県宇和島市保手二丁目5番31号	令和8年3月31日	通所介護
宇和島地区広域事務組合	デイサービス施設勝山荘	愛媛県北宇和郡鬼北町大字上大野322番地	令和8年3月31日	通所介護
株式会社よしまる	デイサービス未来	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲14番地5	令和8年3月31日	通所介護
株式会社よしまる	ヘルパーステーション未来	愛媛県宇和島市吉田町東小路甲14番地5	令和8年3月31日	訪問介護

○愛媛県告示第316号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	社会福祉法人鬼北町社会福祉協議会	愛媛県北宇和郡鬼北町大字近永782番地	令和8年3月31日	介護予防訪問入浴介護

○愛媛県告示第317号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者を指定した。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 所		指 年 月 日 定 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3821400334	株式会社 野村福祉園	愛媛県西予市野村町野 村12号137番地	細 川 弥 生	共同生活援助	あぐりほーむ	愛媛県西予市野村町野 村2号56番地1	令和8年 4月1日
3810400345	社会福祉法人 弘正会	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地76番地3	上 村 容志枝	就労継続支援 A型	就労継続支援A型K O H O L A	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地106番地	令和8年 4月1日
3810700470	社会福祉法人 宗友福 祉会	愛媛県松山市中野町甲 640番地	丹生谷 孝 之	短期入所	S a. おいでや	愛媛県大洲市新谷乙15 73番地1	令和8年 4月1日

○愛媛県告示第318号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス事業を廃止する旨の届出があった。

令和8年4月10日

愛媛県南予地方局長 大 崎 陳 洋

事業者番号	指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス 事 業 者			指 定 障 害 福 祉 サ ー ビ ス の 種 類	廃止に係る指定障害福祉サービス事業所		廃 年 月 日 止 日
	氏名又は名称	主たる事務所 の 所 在 地	代表者の氏名		名 称	所 在 地	
3810400188	医療法人 青峰会	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地1046番地1	上 村 神一郎	就労継続支援 A型	就労継続支援A型K O H O L A	愛媛県八幡浜市五反田 1番耕地106番地	令和8年 3月31日